



福祉都市環境整備指針

～人にやさしいまち名古屋をめざして～



令和4年3月

名古屋市

はじめに

名古屋市では、平成3年に「福祉都市環境整備指針」を策定し、高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が安心して快適に暮らせる「人にやさしいまち名古屋」を実現するために、公共建築物をはじめとする市民の皆様が利用される施設について、バリアフリー整備に取り組んでまいりました。

この指針は、その後の法整備や「心のバリアフリー」の推進、「ユニバーサルデザイン」の普及促進などを踏まえて、平成15年に改定しておりますが、このたび、平成18年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定や妊産婦・乳幼児連れの方をはじめとする整備にあたり配慮すべき利用当事者の範囲拡大といった社会情勢の変化などを踏まえ改定を行いました。

今回の改定では、利用される施設が整備の基準に適合していることだけでなく、平成23年の「障害者基本法」の改正及び平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定に盛り込まれました「合理的配慮の提供」の考えや当事者参画の重要性、配慮が必要とされる当事者への理解など利用者が施設を十分に利用できるよう「意識のバリアフリー」の必要性も掲げているところです。

現在、「名古屋市総合計画2018」においても「高齢者や障害者など、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる」ことを目指して、バリアフリーのまちづくりを進めておりますが、今後、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、平成39年のリニア中央新幹線の開業など大きな転換期を迎えるにあたって、名古屋が、高齢者や障害者はもとより、子育て世代や外国人の皆様など、すべての人にとって、住みやすいまち、住みたくなるまち、訪れたくなるまちとなるために、「人にやさしいまち名古屋」の実現がこれまで以上に重要になってきております。今後ともこの指針に基づき、本市における福祉のまちづくりを進めてまいります。

「福祉都市環境整備指針」の改定にあたりましては、熱心にご審議いただきました福祉のまちづくり推進会議の委員の皆様をはじめ、ご意見・ご協力をいただきました利用当事者の方々や市民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、この指針を配慮の必要な方々への思いやりや気配りのあるまちづくりの手引きとしても引き続き活用いただきますようお願い申し上げます。

平成29年3月

名古屋市長 河村 たかし

この指針の目指すもの

年齢の違いや障害の有無にかかわらず、すべての市民がお互いの理解を深め合い、共に手を携える「人にやさしいまち名古屋」を実現するため、この指針は福祉的観点からの本市のまちづくりの基本理念や、本市が福祉のまちづくりを推進していくうえでの必要な視点や方策、及び公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった各種都市施設を整備する上での標準的な技術的基準について明らかにします。

1. 福祉都市環境整備指針の考え方

I 福祉都市環境整備指針改定の背景

ここでは福祉を取り巻く社会的背景、法整備、及び本市の福祉のまちづくりの現状と課題に触れながら、指針改定の趣旨を明らかにします。

II 福祉のまちづくりの基本理念

ここでは本市の目指す福祉のまちづくりのイメージを基本理念として掲げ、基本理念実現にあたっての今日的課題を示します。

III 福祉のまちづくりの推進方策

ここでは福祉のまちづくりの推進に向けての具体的な施策の展開・方向性について明らかにします。

IV バリアフリー整備のための視点

ここでは様々な人たちの主な特性を紹介し、具体的な整備をするうえでの必要な視点を示します。

2. 設計・施工上の標準としての技術的基準

高齢者・障害者・乳幼児連れの方を始めすべての市民の誰もが日常的に利用する各種都市施設の使いやすさ、行動しやすさを確保するための整備標準を明らかにしたものです。

福祉都市環境整備指針の更新にあたって

(令和4年3月)

本指針は平成29年に全面改定を行いました。その後、本指針の基となる「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）」が一部改正され、直近では、令和2年6月に一部施行、令和3年4月に全面施行となるとともに、関係政省令、基本方針や国の各種ガイドラインの改正も行われました。

令和3年4月施行のバリアフリー法の改正では、施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化、優先席、車いす使用者用駐車施設等の適正利用の推進などが盛り込まれました。

また、本市では平成31年4月に「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を施行しました。令和3年5月には「障害者差別解消法」の改正法案が成立し、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から義務に改めることなどが掲げられ、「人にやさしいまちづくり」に対する社会の意識が高まっています。

さらに、本市は令和元年7月に「SDGs 未来都市※」に選定されたことを受け、「名古屋市総合計画2023」では、45の施策ごとにSDGsのゴール（目標）を示しています。その中で、快適な都市環境のために取り組む施策として「バリアフリーのまちづくり」を進めるために、「都市施設整備におけるバリアフリー化」と「意識のバリアフリー」を推進するとし、SDGsのゴール（目標）においては、「各国内及び各国間の不平等を是正する」、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」を目指すとしています。

こうした中、本市では、今後、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催並びにリニア中央新幹線の開業がそれぞれ予定されており、人々の交流の拡大とまちの活性化が見込まれています。

今回の本指針の更新は、上記の経緯を踏まえ、より誰もが安全で快適に各種都市施設を利用できるよう、その整備の上で必要となる基準について、現在の状況を反映した内容となっております。

※SDGs 未来都市

SDGsの達成に向けた優れた取り組みを提案する都市として国が選定するものであり、本市は令和元年7月に選定を受けました。（令和4年2月現在、124都市が選定）



注：第1編の背景及び基本理念（P.2～P.10）については、平成29年3月の全面改定当時のものです。本文中の元号等は読み替えてください。

目 次

第1編 福祉都市環境整備指針の考え方

I 福祉都市環境整備指針改定の背景 -----	2
1. 福祉のまちづくりの社会的背景 -----	2
2. バリアフリー化及び障害者福祉をめぐる法整備 -----	3
3. 本市の福祉のまちづくり ～現状と課題～ -----	6
II 福祉のまちづくりの基本理念 -----	8
1. 人としての尊厳が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち --	8
2. 人にやさしい安全・安心で快適なまち -----	9
3. 共に生き、共につくる魅力的なまち -----	10
III 福祉のまちづくりの推進方策 -----	11
1. 福祉のまちづくりをすすめるための仕組みづくり -----	11
2. 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進 -----	13
3. 「意識のバリアフリー」の推進 -----	19
IV バリアフリー整備のための視点 -----	21

第2編 設計・施工上の標準としての技術的基準

基準寸法の考え方 -----	33
1. 車いすの種類と寸法 -----	33
2. 幅員、広さに関する配慮寸法 -----	35
I. 公共建築物 -----	39
A. 移動	
A-1 移動等円滑化経路 -----	40
A-2 視覚障害者移動等円滑化経路 -----	42
A-3 アプローチ -----	44
A-4 駐車場 -----	47
A-5 一時停車スペース -----	52
A-6 玄関廻り -----	54
A-7 スロープ -----	58
A-8 出入口 -----	61
A-9 廊下 -----	65

A-10	階段	68
A-11	手すり	73
A-12	エレベーター	77
A-13	エスカレーター	84
B. 施設設備		
B-1	バリアフリースイレ	88
B-2	一般用トイレ	101
B-3	洗面所	107
B-4	浴室（個室用）	109
B-5	浴室（共同用）	114
B-6	シャワー室・更衣室	118
B-7	客室・寝室	122
B-8	観覧席・客席	124-5
B-9	バルコニー・屋上	126
B-10	授乳室・おむつ交換場所・多目的室	128
C. 付帯設備		
C-1	カウンター・記載台	130
C-2	公衆電話	132
C-3	自動販売機・発券機・ATM・水飲み器・ベンチ	134
C-4	コンセント・スイッチ・ボタン・インターホン等	137
C-5	緊急時の設備	139

II. 道路----- 143

A. 歩行者空間の確保		
A-1	歩道と車道の分離	144
A-2	歩道の幅員と勾配	146
A-3	立体横断施設	148
A-4	段差部の処理	152
A-5	車両乗り入れ部	154
A-6	歩道舗装	155
A-7	ベンチ等	156

III. 公園----- 159

A. 移動		
A-1	移動等円滑化園路	160
A-2	出入口	162
A-3	園路	164
A-4	スロープ	166

A-5	階段	168
A-6	手すり	170
A-7	転落防止設備	172
A-8	排水溝	173
B. 施設設備		
B-1	屋根付広場	174
B-2	休憩所及び管理事務所	175
B-3	野外劇場及び野外音楽堂	177
B-4	駐車場	180
B-5	トイレ	181
C. 付帯設備		
C-1	ベンチ・野外卓・水飲み器・手洗場	182

IV. 公共交通機関----- 185

A. 移動経路		
A-1	移動等円滑化経路	186
A-2	公共用通路との出入口	188
A-3	乗車券等販売所、待合室、案内所の出入口	191
A-4	通路	194
A-5	スロープ	197
A-6	階段	200
A-7	エレベーター	204
A-8	エスカレーター	210
B. 施設設備		
B-1	トイレ	211
B-2	乗車券等販売所・待合所・案内所	212
B-3	券売機	214
B-4	休憩等のための設備・その他	217
C. 鉄道・軌道駅		
C-1	改札口	220
C-2	乗降場（プラットホーム）	222
C-3	緊急時の設備	228
D. バス施設・タクシー乗り場		
D-1	バスターミナル・バス停留所・タクシー乗り場	229
E. バス車両・鉄道車両		
E-1	バス車両	232
E-2	鉄道車両	243

V. 情報・案内 -----	251
A. 視覚による案内方式	
A-1 サインシステム -----	252
A-2 電光掲示板 -----	267
B. 聴覚による案内方式	
B-1 音声による案内・放送 -----	268
C. 触覚による案内方式	
C-1 視覚障害者誘導用ブロック -----	270
C-2 点字表示等 -----	282

コラム

障害のある人を理解したうえでの配慮のある接し方 -----	29
当事者意見から得られること -----	30
車いす使用者用駐車スペースを必要としている人たちへの配慮 ---	51
エレベーターの優先利用の配慮 -----	83
エスカレーターの正しい利用方法 -----	87
オストメイトに配慮したトイレの設備 -----	99
誰もが使いやすいトイレ -----	100
劇場・イベント開催時での配慮例 -----	124-9
音声案内機能付き ATM -----	136
バリアフリー設備の配置 -----	142
信号機・横断歩道の設置 -----	158
工事中のバリアフリーの配慮 -----	250
ICT（情報通信技術）の活用例 -----	284
コミュニケーション支援ツール -----	285

付録

1. JIS 規格 -----	付録	2
2. 各種マーク -----	付録	14
3. 福祉のまちづくりの歩み -----	付録	16
4. 福祉都市環境整備指針改定の経緯 -----	付録	19
5. 用語集 -----	付録	20
6. 福祉のまちづくり推進会議 -----	付録	26
7. 参考文献 -----	付録	27